

2025
SUPPLEMENTARY
REGULATIONS

サポートレース特別規則書
ワンメイクレース特別規則書

目 次

2025年 サポートレース／ワンメイクレース特別規則書

第1条 大会名称.....	1
第2条 オーガナイザーの名称.....	1
第3条 組織委員会.....	1
第4条 開催場所.....	1
第5条 レース区分、周回数、決勝出場台数.....	1
第6条 参加申込.....	2
第7条 ドライバーの参加資格.....	2
第8条 ピット要員の定数.....	2
第9条 参加車両.....	3
第10条 燃料(指定燃料).....	3
第11条 賞典.....	3
第12条 賞の制限.....	3
第13条 ピットレーン速度制限.....	4
第14条 公式通知.....	4
第15条 本規則の変更.....	4
細則	
細則－1 2025年 サポートレースカレンダー.....	5
細則－2 パドックレイアウト図.....	6
細則－3 もてぎ・鈴鹿共済会(MS共済会)保険金支払い規定(抜粋).....	7

各大会は、日本自動車連盟（JAF）公認のもとFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則、ならびにそれに準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその細則、ならびに本特別規則に従い、国内競技として開催される。本特別規則には、鈴鹿サーキット発行の「**2025**年 鈴鹿サーキット 一般競技規則」/ Hondaワニメイクレース事務局（HORS）発行の「**2025** N-ONE OWNER'S CUP特別規則」が含まれる。これらの共通規定には、特に記載が無い限り本特別規則が優先される。

第1条 大会名称

2025年 全日本スーパーフォーミュラ選手権 第1戦・第2戦

第2条 オーガナイザーの名称

① グループ・オブ・スピードスポーツ（GSS）

会長 宮沢 紀夫

住所 愛知県名古屋市名東区野間町71番地

② 鈴鹿モータースポーツクラブ（SMSC）

会長 上村 誠児

住所 三重県鈴鹿市稲生町7992

④ホンダモビリティランド株式会社

代表取締役社長 斎藤 毅

住所 三重県鈴鹿市稲生町7992

第3条 組織委員会

委員長 上村 誠児

委員 小田 栄次郎

委員 古田 辰史

委員 上野 和俊

第4条 開催場所

場所 鈴鹿サーキット フルコース（5.807km）

第5条 レース区分、周回数、決勝出場台数

レース名	コース	決勝出走台数	周回数
N-ONE OWNER'S CUP	フルコース	50台	6周

※完走周回数は優勝車両の70%(少数点以下切り捨て)とする。

第6条 参加申込

- ～1) 受付期間： 本規則書細則-1 2025年 鈴鹿サーキットサポートレースカレンダー参照
- ～2) 申込先： 〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992 鈴鹿サーキットレース事務局
TEL：059-378-3405

※ただし各シリーズ規則、特別規則、REGULATIONSに定められた受付期間、申込先があればそれに従うこと。

- ～3) 提出書類
 - ① 参加申込書（誓約文署名と親権者承諾書を含む）
 - ② 車両仕様書
 - ③ その他提出物がある場合は参加受理書に示す

- ～4) 参加受理又は拒否の通知
申込締め切り後、参加者宛に正式受理又は拒否の通知を発送する。
参加を拒否された参加者に対して参加料が返還されるが、事務処理経費として2,200円を差し引く。また参加を受理された後に参加を取消す場合、参加料は返還されない。

- ～5) 料金規定（以下の金額は全て税込）

レース名	参加料	MS共済会
N-ONE OWNER'S CUP	N-ONE OWNER'S CUP 特別規則の規定通り。	ドライバー 7,000円/名 ピット要員 500円/名

- 特別スポーツ走行料…………… 有料
※特別スポーツ走行が設定される場合、詳細は参加受理書発送時に記す。
- 再車検料…………… 11,000円
- 再ブリーフィング手数料…………… 22,000円

- ～6) キャンセル規定
参加申し込み後のキャンセル料に関する規定は以下の通りとする。

参加申込期間内	なし（振込手数料1,100円のみ差引返金）
参加申込期間終了～大会2週間前（日曜日）まで	5,500円（税込）
大会2週間前の月曜日～大会当日まで	全額（全額負担）

第7条 ドライバーの参加資格

レース名	参加資格
N-ONE OWNER'S CUP	N-ONE OWNER'S CUP 特別規則の条件を満たすこと。

第8条 ピット要員の定数

ピット要員の定数はピット責任者を含み5名までとする。
ただし、シリーズ規則にピット要員の上限が規定されている場合はシリーズ規則に準じる。

第9条 参加車両

レース名	規定
N-ONE OWNER'S CUP	N-ONE OWNER'S CUPの車両規定通り。

第10条 燃料(指定燃料)

～1) **2025** JAF国内競技車両規則 第3章 公認車両、および登録車両に関する一般規定 第10条 燃料に従うこと。

供給場所：鈴鹿サーキット内 Bパドック入口給油所

～2) 指定燃料の性状表

指定ガソリン性状表（2025年2月現在）

試験項目		ハイオクガソリン
密度(15℃)g/cm ³		0.7316
蒸気圧(37.8℃)kPa		83.5
蒸留	10%留出温度 ℃	44.0
	50%留出温度 ℃	89.0
	90%留出温度 ℃	109.0
	終点 ℃	138.5
残油量 容量%		0.5
オクタン価 (リサーチ法)		100.0
銅板腐食 (50℃,3H)		1
酸化安定度 min		480以上
実在ガム mg/100ml		1以下
鉛分 g/l		無加鉛
ベンゼン含有量 %		0.7

～3) ピット内で燃料を貯蔵する場合、金属製のタンクを使用し容量は200ℓ未満とする。

第11条 賞典

レース名	規定
N-ONE OWNER'S CUP	N-ONE OWNER'S CUP 特別規則の規定通り

第12条 賞の制限

レース名	規定
N-ONE OWNER'S CUP	N-ONE OWNER'S CUP 特別規則の規定通り

第13条 ピットレーン速度制限

ピットレーンの走行速度は60km/h以下とする。ただし、シリーズ規則にピットレーン速度が規定されている場合はシリーズ規則に準じる。

第14条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営に関する実施細目および参加者に対する指示事項は「公式通知」によって示される。

第15条 本規則の変更

年度途中においても本規則について、見直しを行う場合がある。その内容は、ブルテンにて発表される。

※発行されたブルテンは以下の鈴鹿サーキット公式ホームページ内 レース参戦申込・案内 ブルテンページに掲載される。 <https://apps.mobilityland.co.jp/msentry/download/3>

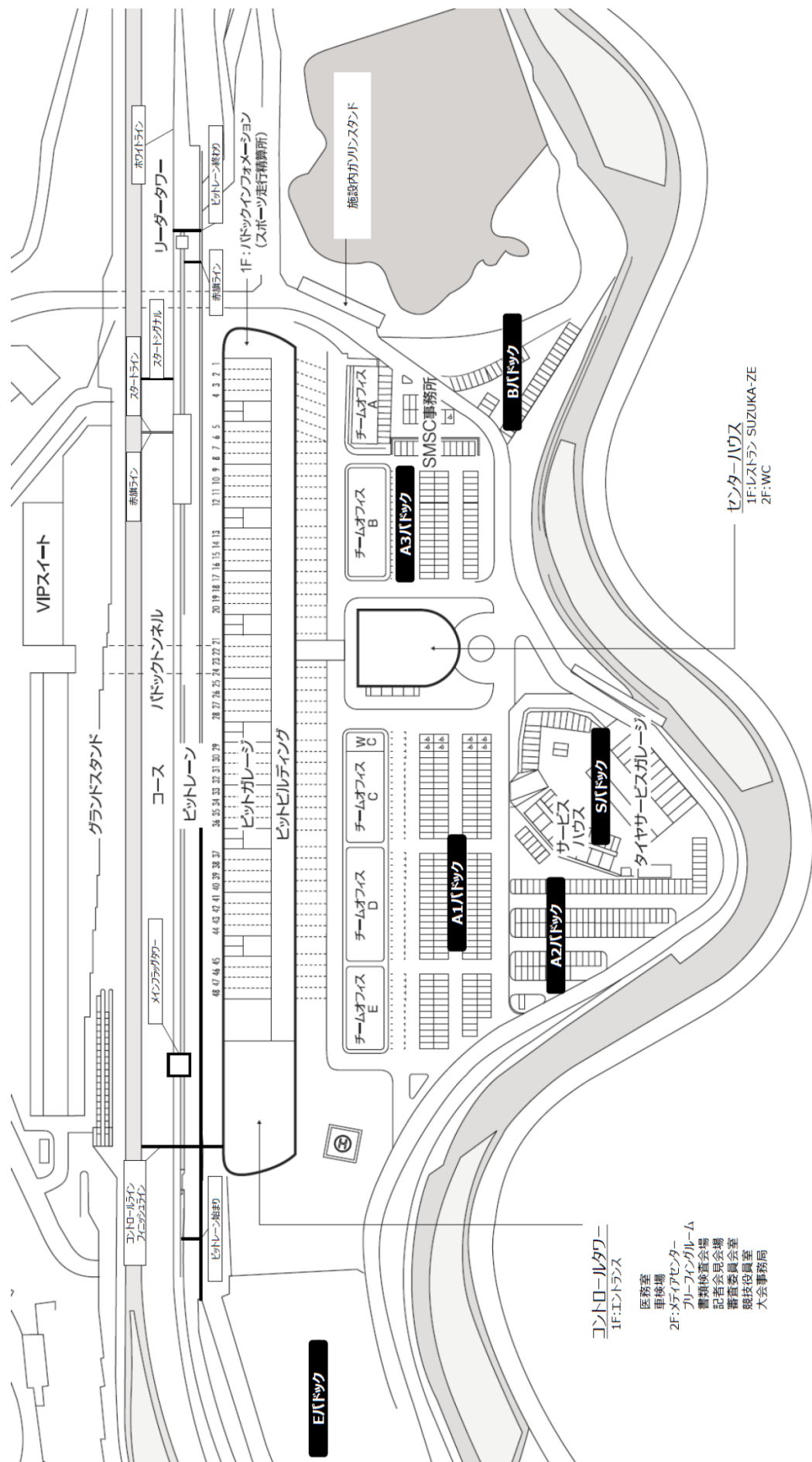
以上

大会組織委員会

細則－1 2025 年 鈴鹿サーキット サポートレース/ワンメイクレース カレンダー

月	日	大会名称	コース	N-ONE	SFL	PRⅢ	FIA-F4	FRJ	主催者	申込期間
3	9	2025年 NGKスパークプラグ 全日本スーパーフォーミュラ選手権 第1戦・第2戦	フルコース	●	●				GSS SMSC ホンダモビリティランド(株)	シリーズ規則に 準じる
	10									
4	26	スーパー耐久シリーズ2025 第2戦				●			NRC SMSC ホンダモビリティランド(株)	
	27									
8	23	2025 SUPER GT 第5戦					●		KSCC SMSC ホンダモビリティランド(株)	
	24									
11	22	2025年 全日本スーパーフォーミュラ選手権 第8戦・第9戦 第24回JAF鈴鹿グランプリ							NRC SMSC ホンダモビリティランド(株)	
	23							●		

細則－2 パドックレイアウト



コントロールタワー
1F:エントランス
2F:メディアセンター
3F:チームビルディング
4F:チームビルディング
5F:チームビルディング
6F:チームビルディング
7F:チームビルディング
8F:チームビルディング
9F:チームビルディング
10F:チームビルディング
11F:チームビルディング
12F:チームビルディング
13F:チームビルディング
14F:チームビルディング
15F:チームビルディング
16F:チームビルディング
17F:チームビルディング
18F:チームビルディング
19F:チームビルディング
20F:チームビルディング
21F:チームビルディング
22F:チームビルディング
23F:チームビルディング
24F:チームビルディング
25F:チームビルディング
26F:チームビルディング
27F:チームビルディング
28F:チームビルディング
29F:チームビルディング
30F:チームビルディング
31F:チームビルディング
32F:チームビルディング
33F:チームビルディング
34F:チームビルディング
35F:チームビルディング
36F:チームビルディング
37F:チームビルディング
38F:チームビルディング
39F:チームビルディング
40F:チームビルディング
41F:チームビルディング
42F:チームビルディング
43F:チームビルディング
44F:チームビルディング
45F:チームビルディング
46F:チームビルディング
47F:チームビルディング
48F:チームビルディング
49F:チームビルディング
50F:チームビルディング
51F:チームビルディング
52F:チームビルディング
53F:チームビルディング
54F:チームビルディング
55F:チームビルディング
56F:チームビルディング
57F:チームビルディング
58F:チームビルディング
59F:チームビルディング
60F:チームビルディング
61F:チームビルディング
62F:チームビルディング
63F:チームビルディング
64F:チームビルディング
65F:チームビルディング
66F:チームビルディング
67F:チームビルディング
68F:チームビルディング
69F:チームビルディング
70F:チームビルディング
71F:チームビルディング
72F:チームビルディング
73F:チームビルディング
74F:チームビルディング
75F:チームビルディング
76F:チームビルディング
77F:チームビルディング
78F:チームビルディング
79F:チームビルディング
80F:チームビルディング
81F:チームビルディング
82F:チームビルディング
83F:チームビルディング
84F:チームビルディング
85F:チームビルディング
86F:チームビルディング
87F:チームビルディング
88F:チームビルディング
89F:チームビルディング
90F:チームビルディング
91F:チームビルディング
92F:チームビルディング
93F:チームビルディング
94F:チームビルディング
95F:チームビルディング
96F:チームビルディング
97F:チームビルディング
98F:チームビルディング
99F:チームビルディング
100F:チームビルディング

センターハウス
1F:レストラン SUZUKA ZE
2F:WC

もてぎ・鈴鹿共済会（MS共済会）保険金支払い規定（抜粋）

3. 本会が保険会社と締結する保険内容及び保険金額は次の通りとする。

下記に記載されていないものは、保険契約約款に従う。

(1) 死亡保険金

事故の日から180日以内にその事故による負傷が原因で死亡した場合、3,000万円の支払いを受けるものとする。

(2) 後遺障害保険金

事故の日から180日以内にその事故が原因で身体の一部を失った場合やその機能をなくした場合、保険会社の定める約款の支払区分に記載された率に応じ、3,000万円を限度として後遺障害保険金の支払いを受ける。

(3) 入院保険金および手術保険金

事故が原因で傷害を被り、その直接の結果として日常生活に支障をきたし、かつ、病院または診療所に入り医師の治療を受けた場合、次の入院保険金の支払いを受ける。また、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として、保険会社の定める約款に記載された手術を受けたときは、次の手術保険金の支払いを受ける。

入院の場合…1日につき5,000円

手術の場合…保険会社の定める約款の支払区分通り。

(4) 通院保険金

事故が原因で傷害を被り、その結果として日常生活に支障をきたし、かつ、医師の治療を要した為、病院または診療所に通い医師の治療を受けた場合、次の通院保険金の支払いを受ける。

実治療日数…1日につき3,000円

通院とは、事故により平常の生活または業務に従事することに支障をきたした期間内で、実際に医師の治療を受けたことをいう。したがって治療を行っている場合でも、平常の生活または業務に従事することに支障のない程度に回復したときは、それ以降の通院は保険金の支払いを受ける対象にはならない。

4. 個人会員は、事故により負傷した場合、必ず本会指定の鈴鹿サーキット／モビリティリゾートもてぎ内医務室にて事故記録を残さなければ保険金の請求は出来ない。ただし、生命に関わるような緊急時にはこの限りでない。

5. 保険金受取のための必要書類

(1) 傷害保険金請求書

(2) 傷害の程度を証明する医師の診断書もしくは、全治した時の医師の治療証明書（ただし、医師を指定する場合もある）※保険金請求金額が10万円未満の場合は、治療費領収書で代用可能。

(3) 同意書

(4) その他、本会が契約した保険会社が指定する書類

6. 保険金の支払いは、本会が契約した保険会社を通じて行う。

7. 保険金は、健康保険、労災保険には関係なく支払われる。

もてぎ・鈴鹿共済会 保険金請求手続きの流れ
～鈴鹿サーキットで走行中もしくは走行のためのピット作業で受傷された場合～

1. 事故の通知

事故により負傷した場合、必ず鈴鹿サーキットメディカルセンターにて診察を受け、利用記録を残すようお願いいたします。

利用記録がなければ、保険金のご請求手続きをしていただく事ができません。負傷された場合、必ず当日中に鈴鹿サーキットメディカルセンターにて受診してください。但し、生命に関わるような緊急時はこの限りではありません。



2. ご請求書類は

鈴鹿サーキットメディカルセンターの利用情報から、負傷された皆様に保険会社（損害保険ジャパン株式会社）より、ご請求についてのご案内を郵送にてお送りいたします。

負傷程度によってはご案内されない場合がございますので、主催者にご連絡いただきお取り寄せください。



3. ご請求手続きは完治してから

保険金ご請求は、お怪我が完治してからご請求ください。

入院された場合、入院日数に対し 1,000 日を限度として入院保険金をお支払い致しますので、経過した場合は完治する前でもご請求ください。

ご請求書類は、同封されている保険会社宛て返信用封筒にてご送付ください。



4. 保険金が指定された口座に振り込まれます。

保険会社に書類が到着した段階で不備がない場合、通常 10 日ほどでご指定いただいた口座に振り込まれます。

もてぎ・鈴鹿共済会につきましては、鈴鹿サーキット SMSC 事務局までお問合せください。

TEL : 059-378-3405 営業時間 : 10 時～16 時

もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故（以下『事故』という）によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率（入院中に受けた手術の場合：20倍・外来で受けた手術の場合：5倍）を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限りません。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

※一被保険者様あたりのお支払額は上記の金額が上限となっており、重複してお支払いすることはありません。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動（テロ行為を除きます。）などによる事故。
- ・頸部症候群（いわゆる『むちうち症』）または腰痛で医学的他覚症状のないもの など
に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

(1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。

(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)

(2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

○もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス

〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町7992

TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00~18:00)

FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 法人支社

TEL : 059-226-5161 FAX : 059-226-5165 (営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス第一部 愛知火災新種保険金サービス第一課

TEL:052-953-3911 FAX:042-497-5847 (営業時間平日9:00~17:00)

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.



〒510-0295

三重県鈴鹿市稲生町7992

TEL059-378-3405

<https://www.suzukacircuit.jp/>